

令和6年5月22日
独立行政法人国民生活センター

アームリング付き浮き具による子どもの溺水事故が発生！ —浮き具をつけても安心しないで—

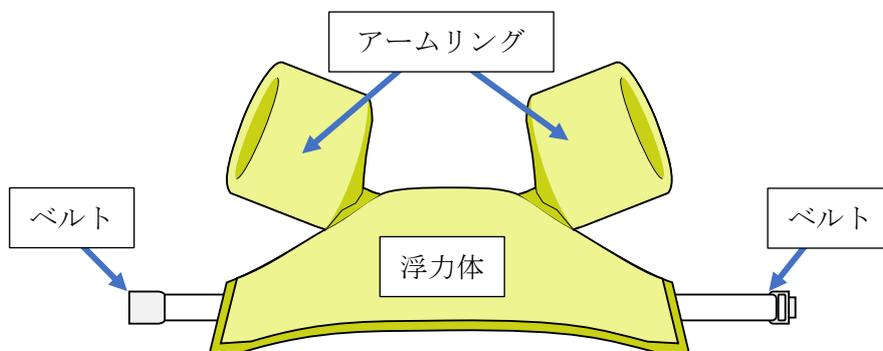
1. 目的

子どもの水辺での遊戯用補助具として、左右のアームリング（腕部の浮力体）と胸部の浮き具（以下、「浮力体」とします。）が一体となった浮き具（以下、「アームリング付き浮き具」とします。）がインターネット通信販売等で販売されており、様々な形状のものが見受けられます。

今般、2023年12月に国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」（以下、「ドクターメール箱」とします。）^{（注1）}に、アームリング付き浮き具（図1、2参照）を着用中に子どもが溺水したとの情報が寄せられました。当該商品は、浮力体が胸にくるように着用する想定のものでしたが、事故当時は浮力体が背中側にくるように着用していました。当該商品では、そのような逆向きに着用すると水面で仰向けになりにくい傾向があり、また、一度うつ伏せになると元の姿勢に戻りづらくなることが考えられます。その場合は水面から鼻と口を出して呼吸をすることができなくなり、溺水するおそれがあることから、正しい向きでの着用が重要です。しかし、当該商品では身体に対して浮力体が前後どちらの向きでも着用できてしまう構造のものでした。

当該商品と同様の構造を持つ商品であれば類似の事故が発生すると考えられましたので、アームリング付き浮き具の調査等を行い、消費者に注意喚起することとしました。

（注1）消費者が商品・役務の利用等により事故に遭い医療機関を受診した情報を直接医師から得ることで、事故情報を早期に把握し、再発・拡大防止に役立てるため、2014年8月より「医師からの事故情報受付窓口」（愛称：「ドクターメール箱」）を開設しています。



※左右のアームリングと浮力体は一体になっている。

図1. 事故当該商品と同様の構造のアームリング付き浮き具（イメージ）

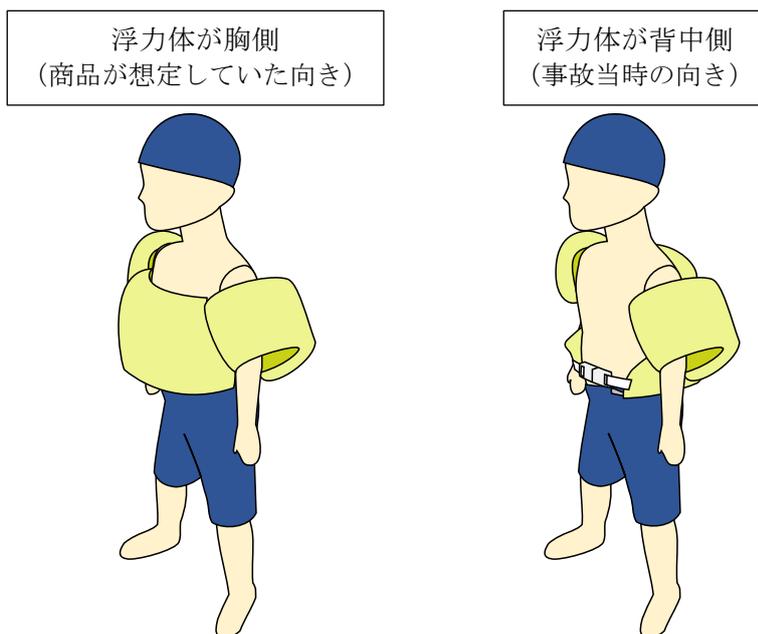


図2. 浮力体の向きによる着用イメージ

2. 調査期間

検体購入：2024年2月

調査期間：2024年1～4月

3. ドクターメール箱に寄せられた事例

【事例】

アームリング付き浮き具を着用し、屋外レジャープールで保護者とともに遊んでいた患児が、わずかに目を離した隙に溺水して、浮いているところを発見された。すぐにプール外へ救出されたが、呼吸はなく、四肢脱力し顔面蒼白だった。約3分後、救護所へ搬送し、心停止と判断され、心肺蘇生開始4分後に心拍再開が確認された。その後、救急搬送、ドクターヘリによって医療機関に向かい、5日間入院した。

このアームリング付き浮き具は、浮力体が胸側にくるように着用するものであったが、事故時、浮力体を背中側に着用していた。なお、注意表示は、本体に英語による表示があるのみで、日本語の表示などはなかった。

(事故発生年月：2023年8月、3歳・男児)

4. アームリング付き浮き具を着用した時の簡易実験について

公益財団法人日本ライフセービング協会の協力を得て、アームリング付き浮き具を異なる条件で着用させたダミー人形(幼児：2歳児想定、体重10kg)を用い、子どもが水の中に入った場合を想定した簡易実験を行いました。

使用したアームリング付き浮き具は、両腕に着用するアームリングのほか、着用した場合に胸側にくる浮力体から構成されるもので、浮力体には身体に密着させるためのベルトと着脱のためのバックルがあるものを用いました。

(1) 浮力体が胸側にある場合

浮力体が胸側にある状態（図2左側）で入水させた時の挙動を調べたところ、仰向けで浮かぶ場合もありましたが、必ず仰向けになるわけではなく、うつ伏せになることもありました（写真1）。

水中でうつ伏せになった場合、自然に仰向けになることはなく、顔を水面上に出すためには自発的に身体をひねる又は立位の状態になる必要があります。身体をひねる際、浮力体が胸側にある場合には、胸側（水中）にある浮力体の浮力が顔を水面上に出す方向に手助けしてくれるので反転しやすいと考えられます。しかし、水中での身のこなしに不慣れな子どもが一人でバランスをとったり自力で反転したりするのは難しいと考えられました。



写真1. 浮力体が胸側にある時の入水の様子

(2) 浮力体が背中側にある場合

浮力体が背中側にある状態（図2右側）で入水させた時の挙動を調べたところ、浮力体が水面上に浮かび上がることでうつ伏せになりやすい傾向があると考えられました（写真2）。

浮力体が背中側にある場合、実験を行った同協会 松本 貴行 副理事長（ライフセービング教育本部長）によると、「うつ伏せから仰向けになるためには、浮力体が胸側にある場合とは逆に、背中にある浮力体を水中に沈める力が必要になり、反転しにくいと考えられる」とのことでした。



写真2. 浮力体が背中側にある時の様子

(3) 浮力体が身体に密着していない状態

浮力体を背中側に着用し、かつ、バックルの外れやベルトの緩みがある状態で着用させたところ、うつ伏せから足を持って回転させて仰向けにするのに、より力が必要だと感じられました。これは浮力体が身体から分離し、仰向けになるための回転時の抵抗が大きくなっているためだと考えられました。

着用時の向きだけでなく、浮力体が身体に密着していないことでも、正しく着用できている場合に比べて姿勢を変えにくくなると考えられました。

5. ライフジャケットについて

ライフジャケットとは溺水を防ぐために身体につけるチョッキ状などの浮き具のことです。

遊泳の際に着用するライフジャケットには、法令で定められたもの（規格等）はありません。ライフジャケットは様々な種類があり、公的機関などがその性能を証明しているものもあります（注2）。

このような水遊びに用いるライフジャケットについては、過去に東京都生活文化局（現：生活文化スポーツ局）より注意喚起情報（注3）が出されており、水辺の活動ではライフジャケットを積極的に活用することや、品質が確保された製品を選ぶこと、体格に合ったライフジャケットを選んでベルトをしっかり締めることなどがアドバイスされています。

（注2）海上保安庁 ウォーターセーフティガイド「遊泳の安全対策について、より詳しく知りたい方へ」
https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/swimming/06_detailed/index.html

（注3）東京くらしWEB 子供の水辺の遊びではライフジャケットを着用させましょう
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/test/lifejacket.html>

6. 専門家からのコメント

公益財団法人日本ライフセービング協会
松本 貴行 副理事長
(ライフセービング教育本部長)

水辺の事故は、楽しいはずの思い出が一変してしまいます。「令和5年夏期における水難の概況」^(注4)によれば、水難事故において4割強の方が亡くなっており、保護者（監督者）には事故を起こさせないという高い意識が求められます。水辺の事故を未然に防ぎ、子どもたちの命を守りましょう。

水中ではバランスを取りにくく、子どもは容易にバランスをくずします。水中でバランスを崩してうつ伏せになると、鼻と口が水で覆われ呼吸ができなくなります。また、浮き具によってはうつ伏せから仰向けや立位に変わるのが非常に難しくなることがあり、「こうすれば体が回転する」という身のこなしを事前に教育・訓練しておく必要があります。

アームリング付き浮き具は、着用した子どもの鼻と口が常に水面上にあって呼吸確保を保証するものではありません。また、ライフジャケットと違い、海、川、湖などの自然環境での使用は適していません。あくまでもプールで遊ぶときの補助的な浮き具であり、着用したから安心できるというものではなく、保護者（監督者）も一緒に遊ぶなどの寄り添いが必要です。

保護者（監督者）は以下の点に留意しましょう。

- ・子どもは、アームリング付き浮き具の着用中に何らかの違和感等があっても、よほどのことがない限り、自分からは伝えられない傾向があります。あらかじめ、製品に記されている適正年齢、適正体重、使用方法、使用上の注意をよく読みましょう。今回事故が起きた製品やそれと同様の構造の製品であれば、正しく着用しないと、うつ伏せから起き上がりにくくなり危険です。
- ・浮き具と体が正しく密着していないと、顔が水没したり、姿勢を直すために必要な力が大きくなったりする等の危険があります。活動前だけではなく活動中も、ベルトやバックル等の固定具にゆるみがないか、浮き具のズレがないかなどを確認しましょう。
- ・人が溺れるときには、口に水が入るなどして声が出せなかったり、音を立てたりすることもなく「人は静かに溺れる」と言われています。保護者（監督者）は、何かあった場合はすぐに子どもに近づける距離で、よく観察をしましょう。
- ・飛び込み行為は、入水角度によっては、うつ伏せで浮上することがあります。また、水上に設置された遊具等から落水（水の中に落ちる）した場合、遊具等の下に潜り込んでしまい、自力で脱出できなくなる危険性があります。飛び込みや落水をしないように注意しましょう。
- ・プールや海水浴場などでは、監視員やライフセーバーの位置等を確認しておき、何かあった場合はためらわずに相談しましょう。

また、海や川などの自然領域で活動する場合は、子どもの身体の大きさにあったライフジャケットを正しく着用させましょう（自然領域では、急な流れや岩などから身を守るための衝撃吸収や、浮力による呼吸確保の機能が特に必要です）。その際は、落水の衝撃や水中で手をあげた動作で、ライフジャケットから体がすり抜けてしまわないよう、股紐があるものを選びましょう。

海上保安庁は、「ウォーターセーフティガイド 子どもから離れない」において、「海に入るときは大人が先に入り、海から上がるときは大人が後から上がりましょう。」「海で遊ぶときは、大人は沖側（深い側）にいるようにしましょう。」と注意をしています^(注5)。

海外では、事故防止の視点から水遊びをする場合は保護者（監督者）も水に入るよう明確に指示している国もあります。写真3は、オーストラリアの標識の例です。

(注4) 「令和5年夏期における水難の概況」 令和5年9月13日 警察庁生活安全局生活安全企画課
水難者568人：死者235人、行方不明者1人

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/r5_kaki_suinan.pdf

(注5) 海上保安庁 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/swimming/02_attention/



※ 日本語訳は当センターによる

写真3. 保護者（監督者）も子どもと一緒に水に入ることを指示する標識の例

7. 消費者へのアドバイス

(1) アームリング付き浮き具はライフジャケットとは異なり、命を守るためのものではないことを理解した上で正しく使いましょう

アームリング付き浮き具はライフジャケットとは異なり、命を守るためのものではありません。あくまでもプールで活動するときの補助的な浮き具であり、正しく着用していてもそれだけで安全が保障されるものではないことを理解した上で正しく使いましょう。

(2) 水遊びの際は必ず保護者（監督者）も子どもと一緒に水に入り、万が一の場合に備え、すぐに手を差し伸べられるように寄り添いましょう

プールなどでの水遊びでは、保護者（監督者）も水に入り、万が一の場合にはすぐに手を差し伸べられるようにしておくことが大切です。海外では、水遊びの際には保護者（監督者）も一緒に水に入るよう明確に指示している国もあります。水の外から子どもを見るのではなく、手の届くところで子どもに寄り添いましょう。

(3) アームリング付き浮き具は、着用の向きやベルト等の緩みによって溺水の危険が高まります。命にかかわりますので、必ず正しい向きを確認し、浮力体が身体に密着するように正しく着用しましょう

水中では、アームリング付き浮き具の胸側にあるべき浮力体が背中側にあると、仰向けになりにくくなる傾向があります。水中での身のこなしに不慣れな子どもは水中で姿勢を変えることは難しく、このような状況は危険が伴います。また、身体に固定するためのベルト等が緩んでいると、浮力体が身体からはなれ、より一層姿勢を変えにくくなる考えられます。

アームリング付き浮き具を使用する際には、正しい向きを確認した上で、ベルトなどを適切に調整し、浮力体が身体に密着するように正しく着用しましょう。

(4) アームリング付き浮き具は、海や川などの自然領域での使用には適しません。海や川などの自然領域では、子どもの身体に適したサイズのライフジャケットを正しく着用しましょう

アームリング付き浮き具は、海や川などの自然領域での使用には適しません。海や川などの自然領域では、急な流れや岩などから身を守るための衝撃吸収や浮力による呼吸確保の機能が求められます。そのような環境では、品質が確保されているライフジャケットを正しく着用させましょう^(注2、3)。また、ライフジャケットは股紐があるものを選びましょう。

8. 業界・事業者への要望

アームリング付き浮き具は、命を守るためのものではないことを消費者が正しく認識できるような日本語での適切な表示や、着用方法によって事故が発生することがないように、商品構造等の改良を要望します

アームリング付き浮き具は、あくまでも補助的な浮き具であり、保護者（監督者）の監視が必要な商品です。商品使用時の溺水事故を防止するため、着用方法によっては溺水の危険が高まることなどに加え、ライフジャケットとは異なり、命を守るためのものではないことを消費

者が正しく認識できるよう、販売事業者等が日本語で適切な表示（商品の着用方法や注意事項）を徹底するよう要望します。

また、今回の構造の商品については、着用の向きによっては仰向けになりやすく、溺水の危険性が高まると考えられました。着用方法によって、事故が発生することがないように商品の構造等を改良するよう要望します。

9. インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

アームリング付き浮き具の溺水事故を防止するため、商品情報に正しい使い方を記載するとともに、購入者に対し、注意喚起や啓発を行う等の協力を依頼します。

○協力依頼先

アマゾンジャパン合同会社	(法人番号 3040001028447)
LINEヤフー株式会社	(法人番号 3010001200818)
楽天グループ株式会社	(法人番号 9010701020592)

○情報提供先

消費者庁	(法人番号 5000012010024)
内閣府 消費者委員会	(法人番号 2000012010019)
こども家庭庁	(法人番号 7000012010039)
経済産業省	(法人番号 4000012090001)
海上保安庁	(法人番号 7000012100005)
公益社団法人日本小児科学会	(法人番号 5010005018346)
オンラインマーケットプレイス協議会	(法人番号なし)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165